有価証券報告書の適正性に関する確認書

2019年12月24日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　殿

本店所在地	東京都港区南青山四丁目17番33号
不動産投資信託証券発行者名	日本賃貸住宅投資法人　印
	(コード：8986)
代表者の役職・氏名	執行役員
（署名）	正田 郁夫　印

当投資法人の執行役員である正田　郁夫は、当社の2019年4月1日から2019年9月30日までの第27期事業年度の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

記

不実の記載がないと認識するに至った理由は下記のとおりです。

1．当投資法人のしくみ

当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。当投資法人は、投信法に基づき、資産の運用その他の業務を一定の他の者に委託しなければならず、資産運用委託契約に基づいて資産の運用に係る業務を大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に委託しております。資産運用会社は、以下の項目に記載のとおり、有価証券報告書作成にあたって記載内容の正確性の確保に努めております。また、当投資法人は、一般事務業務及び資産保管業務を三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に委託しております。

2．有価証券報告書作成のプロセス

有価証券報告書案は、一般事務業務受託者としての三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社から提出される会計帳簿及び資産運用会社の各関係部署より報告を受けた情報をもとに、資産運用会社の財務部が主管となり、作成されます。当投資法人の執行役員である私は、資産運用会社より有価証券報告書案が適正に作成されている旨の報告を受け、確認を行った上で当投資法人役員会に報告の後、当該有価証券報告書を提出しております。

3．不実の記載がないと認識するに至った理由

(1) 当投資法人の会計監査人である太陽有限責任監査法人より金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明書を受領しております。
(2) 法令に関する記載について、長島・大野・常松法律事務所による開示内容の適正性、適法性についてのチェックと助言を受けております。
(3) 税務に関する記載について、EY税理士法人によるチェックと助言を受けております。
(4) 私は、当投資法人の執行役員として、当投資法人の資産運用状況について資産運用会社から必要な報告を受けており、報告された事項と有価証券報告書に記載されている事項に相違がないことを確認しております。

以　上